改 正

(前 略)

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に|第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に 定めるところによる。

 $(1) \sim (5)$ (略)

(6) 就業規則 国立大学法人京都大学教職員就業 規則(平成16年達示第70号)、国立大学法人京 都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年 達示第21号)、国立大学法人京都大学支援職員就 業規則(令和4年達示第3号)、国立大学法人京都 大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第 3 7号)、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就 業規則(平成17年達示第38号)、国立大学法人 京都大学外国人教師就業規則(平成16年達示第 74号)、国立大学法人京都大学招へい研究員就業 規則(平成16年達示第75号)をいう。

(7) (略)

(後略)

(用語の定義)

定めるところによる。

正

後

改

(1)~(5) (同 左)

(6) 就業規則 国立大学法人京都大学教職員就業規 則(平成16年達示第70号)、国立大学法人京都 大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達 示第21号)、国立大学法人京都大学支援職員就業 規則(令和4年達示第3号)、国立大学法人京都大 学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第3 7号)、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業 規則(平成17年達示第38号)、国立大学法人京 都大学招へい研究員就業規則(平成16年達示第 75号)をいう。

(7) (同 左)

附 則(令和7年達示第35号) この規程は、令和7年4月1日から施行する